

# 非常変災時における対応について

(令和3年4月改訂)

岐阜県立大垣北高等学校

## ◇気象警報発表時における対応について

**岐阜地方气象台から、大垣市または生徒が居住する地域（市町村）に各種警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。**

### 1 登校前に警報が発表されている場合

- (1) 大垣市もしくは西濃地域一円に警報が発表されている場合、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。
- (2) 生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、学校が所在する地域（大垣市）に警報が発表されていない場合、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとなるので、必ず学校に連絡する。

- (ア) 始業時刻の2時間前（午前6時30分）までに解除された場合  
・・・通常通りの授業を行う。
- (イ) 始業時刻の2時間前より午前11時までに解除された場合  
・・・解除後2時間を経ってから授業を開始する。
- (ウ) 午前11時以降に解除された場合  
・・・当日の授業を中止し、自宅学習とする。

ただし、（ア）（イ）の場合であっても、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や公共交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合、登校には及ばない。

- (3) 大垣市もしくは西濃地域一円に警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合、学校の判断により、当日の授業を中止し、自宅学習とすることもある。その場合、一斉配信メールにて指示する。

### 2 登校中に警報が発表された場合

- (1) 警報発表を知った時点で、自分の身が安全であるかを各自で判断して、以下の措置をとる。  
（ア）直ちに安全な場所に避難する。（イ）安全な方法で帰宅する。（ウ）帰宅に危険があり、学校に登校した方が安全であると判断した場合は登校し、学校に待機する。
- (2) 上記（1）の（ア）（イ）の措置がとられた場合、生徒は必ず学校に連絡する。

### 3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、原則として学校待機とする。
- (2) 帰宅は警報解除後を原則とするが、保護者に直接引渡ができる場合は帰宅を認める。その場合生徒は帰宅後直ちに、学校に連絡する。
- (3) 学校待機により下校時刻を変更する場合、一斉配信メールにて学校から保護者へ連絡する。
- (4) 警報解除後、気象状況（台風の場合；中心位置、規模、進行速度、方向等）、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は一斉配信メールにて保護者に連絡をする。また生徒は、無事に自宅へ到着したら直ちに、担任の先生もしくは学校に連絡する。
- (5) 警報発表が予想される、または発表直後において、気象状況、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、当日の授業を速やかに中止して下校させることがある。その場合は上記（4）と同様の方法で家庭との連絡、報告を行う。

### 4 その他

- (1) ここでいう気象警報とは、すべての警報が該当する。

## ◇地震発生時における対応について

**西濃地区又は岐阜地区のいずれかの地区で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。**

### 1 登校前に発生した場合（前日16：50～翌朝登校前）

- (1) 自宅待機を原則とする。
  - (2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、自宅待機を原則とする。
- ※上記(2)において授業が行われるとき、道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合や自宅の被害が著しい場合等、登校が困難な場合には登校には及ばない。（公欠扱い）

### 2 登校途中に発生した場合

- (1) 地震発生を知った時点で、自分の身が安全であるかを各自で判断して、以下の措置をとる。
  - (ア) 直ちに安全な広い場所に避難する。
  - (イ) 揺れが収まってから安全な方法で帰宅する。
  - (ウ) 帰宅に危険があり、学校の方が安全であると判断した場合は登校し、学校待機とする。その後は、下記3に準ずる。
- (2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより示す。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記(1)の状態を継続する。
- (3) 上記(1)の(ア)(イ)の措置がとられた場合、連絡ができれば生徒は学校に連絡する。

### 3 登校後に発生した場合

- (1) 学校待機を原則とする。
  - (2) 学校は、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は一斉配信メールにて保護者に連絡をする。また生徒は、無事に自宅へ到着したら直ちに、担任の先生もしくは学校に連絡する。
  - (3) 保護者に直接引渡ができる場合は帰宅を認める。
  - (4) 学校待機により下校時刻を変更する場合、一斉配信メールにて学校から保護者へ連絡する。
- ※上記(2)(4)については、一斉配信メールが使用できない場合には、学校待機を原則とする。